

1. 銀行カードローン及び顧客の借入実態の的確な把握に向けた対応について

- 銀行カードローンについては、現在、各銀行において全銀協の昨年3月の「申し合わせ」を踏まえた業務運営の見直しを検討・実施しているところであり、当庁としても、検査等を通じて実態把握をするとともに、取組みが進んでいない先に対して業務の改善を促しているところ。
- 本年1月に当庁が公表した「銀行カードローン検査中間とりまとめ」においては、銀行自らが行う融資実行時の審査や途上管理及び保証会社が行う保証審査においては、顧客の借入実態を的確に把握することが重要であるが、検査等を通じて、銀行カードローンの貸付額や保証額について、信用情報機関に登録される情報の精度にばらつきがある、といった課題が認められている。
カードローン保証業務を行っている貸金業者においては、保証額の登録が不十分な例もあると承知しているが、保証額登録の取組みを進めていると聞いており、引き続き早急に取り組んでもらいたい。
- なお、信用情報機関の情報に係る課題については、現在、当庁において、関係者に対する実態把握や登録情報の精緻化に向けた課題の整理、対応策の検討を進めているところであり、今後とも、引き続き対話をするとともに、検討結果は改めてお伝えしたい。

2. ギャンブル等依存症対策について

- 平成28年12月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（いわゆるIR（カジノを含む統合リゾート）整備推進法）が成立し、昨年8月、関係閣僚会議において、「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられた。
- 当庁の主な施策として、貸金業におけるギャンブル等依存症患者を貸付自粛の対象とする規則整備、全銀協におけるギャンブル等依存症を理由とする貸付自粛制度の検討が盛り込まれたところ、貴協会においては、既に自主規制規則の整備を行い、貸付自粛制度の運用を開始している。
今後、関係先に対して広く制度を周知する取組みに対応するとともに、銀行業界からの相談等に対しても引き続き協力願いたい。

3. 成年年齢の引下げについて

- 今国会において、成年年齢の引下げ等を内容とする民法の一部を改正する法律案が提出された。

成年年齢の引下げについては、消費者被害の防止等に関する環境整備がされた段階で行うべきものであることから、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組みを推進するため、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」が設置された。

- 同会議では、対応が必要とされる個別の施策について、目標に向けた進捗状況の管理をするとされているところ、貸金業関連では、貸付・信用供与の健全性確保のため、若年者に対する返済能力の調査を一層適切に行う取組みを推進していくこととされている。

- 若年者に対する貸付に際しては、貸付額に一定の利用限度額を設けることや、借入目的や勤務実態の確認を電話連絡等で実施するなど、返済能力の調査を一層適切に行う貸金業者の取組みを一層推進してもらいたい。

- 当庁としても、貴協会と連携し、貸金業者に取組みを促し、その取組状況を把握したいと考えている。

まずは現状の実態把握のためのアンケート調査を貴協会にて実施してもらっているところであり、その結果も踏まえて、金融庁として今後どのように検査・監督などで対応すべきか検討する必要があるので、引き続き協力願いたい。

(以上)